



## 支部協議委員会規程

2024年2月1日 第6回理事会承認

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）組織規程（0103）第3条に規定された支部協議委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支部運営に関する事項
- (2) 本部より支部への依頼事項に関する事項
- (3) オープンスクールの企画・運営に関する事項
- (4) その他、本部と支部にかかわる事項

### (組織)

第3条 委員会委員は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 副会長 1名
- (2) 支部担当理事 2名以上
- (3) 各支部長 1名 合計8名
- (4) 委員長が指名する会務に関する経験者 若干名
- (5) 特別委員

2 委員会には、委員長1名、副委員長1名、幹事1名を置く。

3 特別委員は、理事若干名とする。

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置くことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスク等を置くことができる。

2 幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

### (任期)

第5条 理事の立場で委員である場合は理事としての任期、支部長の立場で委員である場合は支部長としての任期、その他の委員は1年（ただし再任を妨げない）とする。

### (委員長)

第6条 委員長は副会長あるいは理事が務める支部担当理事より会長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

### (副委員長)

第7条 副委員長は、理事の委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は理事の委員から委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(開催)

第11条 委員会は年3回を原則とし、その他委員長が必要と認めるときに開催する。

(代理者)

第12条 第3条第1項(2)の委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

2 第3条第1項(3)の支部長の委員の代わりには支部長の指名した者を代理出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第14条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を得て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第16条 本規程の改定は、支部協議委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第17条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

1 平成 13 年 6 月 27 日 第 434 回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成 14 年 5 月 28 日 第 443 回理事会承認

② 平成 19 年 7 月 30 日 第 489 回理事会承認

③ 平成 20 年 11 月 27 日 第 498 回理事会承認

④ 平成 23 年 3 月 16 日 第 7 回理事会承認

⑤ 平成 26 年 12 月 16 日 第 1 回支部協議委員会起案、平成 27 年 1 月 30 日 第 6 回理事会承認

⑥ 平成 28 年 9 月 8 日 第 1 回支部協議委員会起案、平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

⑦ 2023 年 5 月 15 日 第 3 回支部協議委員会起案、2023 年 5 月 30 日 第 8 回理事会承認

⑧ 2023 年 12 月 7 日 第 2 回支部協議委員会起案、2024 年 2 月 1 日 第 6 回理事会承認

#### 附則

1 平成 27 年 1 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

2 平成 28 年 9 月 29 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

3 2023 年 5 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

4 2024 年 2 月 1 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。